

# 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム 議事録

## 目 次

(第1回) 2017.6.27 .....	2
(第2回) 2017.7.19 .....	3
(第3回) 2017.10.4 .....	4

## (第1回) 2017.6.27

### (1) 作業チームの運営について

委員の互選により、黒田委員が主査に選任されるとともに、「専門職大学等の制度化に関する作業チームの運営について(案)」が原案通り了承された。

会議については、各委員が公平かつ中立な立場から審議することを可能とするため、会議は非公開とし、会議資料については追って公表するとともに、議事要旨については主査に一任し、事務局と協議の上、追って公開することが了承された。

### (2) 専門職大学・専門職短期大学の制度設計について

専門職大学・専門職短期大学の制度設計について、資料2～資料8に基づき、審議が行われた。

(主な意見)

- ・専門職大学は、学問分野というより職業分野を反映すべきものであるため、教員の適格性をどのように審査するのか、よく検討する必要がある。
- ・専任教員については、既存の大学も含めて、そのあり方を高等教育全体として議論していくべき。
- ・現行の設置基準を基に専門職大学の特色をとり入れるという考え方からすると、抜本的に新しいものを導入するのは困難であることは理解できる。
- ・各大学において、臨地実務実習における単位認定を適切に行うことが重要であるとともに、国において、学生の実習受入れにかかる労働法令の扱いや安全衛生等の配慮すべき事項について、ガイドラインを整備する必要があるのではないかと。
- ・認証評価については、機関別評価と分野別評価の実施に伴う負担が軽減されるような手当を講じるべきである。

## （第2回）2017.7.19

### （1）会議の運営について

黒田主査が欠席したため、佐藤委員が主査代理を務めることが了承された。

会議については、各委員が公平かつ中立な立場から審議することを可能とするため、会議は非公開とし、会議資料については追って公表するとともに、議事要旨については主査に一任し、事務局と協議の上、追って公開することが了承された。

### （2）専門職大学・専門職短期大学の制度設計について

専門職大学・専門職短期大学の制度設計について、資料1～資料4に基づき、審議が行われた。

#### （主な意見）

- ・専門職学部・学科の制度化についても、早急に議論を進めるべきである。
- ・職業としての専門性を有する教員であっても、どの程度の研究能力を持っていないといけないのかが問われるのであり、しっかりとした教員審査を行うべき。
- ・教育課程連携協議会について、地域において当該職業に直接的な関連を有する事業者が構成員に含まれるような手当てが必要ではないか。また、「当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」について、実際に当該職業に関与している関係者が含まれることが重要ではないか。
- ・臨地実務実習については、従来のインターンシップのようなものもあれば、PBLや、技能実習的なものもあると思うので、今後検討を深めていくべきではないか。
- ・臨地実務実習の受入先と、学ぶ分野の関連性について、あまり厳しくすると審査上問題になると思うので、幅広く考えるべきである。
- ・企業側にとって実習受入のメリットを感じてもらえるよう、互いの協力関係を最初にどう構築するかを考えることが重要である。

### (第3回) 2017.10.4

#### (1) 会議の運営について

会議については、各委員が公平かつ中立な立場から審議することを可能とするため、会議は非公開とし、会議資料については追って公表するとともに、議事要旨については主査に一任し、事務局と協議の上、追って公開することが了承された。

#### (2) 大学・短期大学の専門職学部・学科の制度設計について

大学・短期大学の専門職学部・学科の制度設計について、資料1～資料4-2に基づき、審議が行われた。

(主な意見)

##### 1. 専門職学科の位置づけと学位の表記について

- ・新しい制度が出来たからには、同じ大学の学部の中での違いが分かるよう、学位の表記については専門職大学に近い形の方がよい。
- ・学位に付記する職業・産業分野の在り方についても、今後検討が必要ではないか。
- ・大学分科会において、学位の表記に関する議論についても今後整理が進むことが考えられる中、専門職学科の扱いについて、表記のバラエティが発散するような措置はとるべきでない。大学における学位プログラム化を促す観点から、「○○専門職」とすることが適当である。
- ・既存の大学における一般教養課程が専門職学科にも適用され、スムーズに移行できるようにすべきである。

##### 1. 専門職学科に係る基準の特例について

- ・教育課程連携協議会について、地方公共団体その他の地域関係者を入れることを必須にすると、一般の大学にとっては、状況によって対応が難しいのではないか。
- ・私学助成について、専門職大学と専門職学科で違いがないよう、配慮いただきたい。